

ヘリコバクター・ピロリ検査

項目コード	検査項目	検査材料	容器	保存(安定性)	所要日数	実施料判断料	検査方法	基準値	提出条件・備考	検査目的および異常値を示す主な疾患名
ヘリコバクター・ピロリ検査	2499 ヘリコバクター・ピロリ培養 6B575-0000-070-745	胃生検組織	50	冷蔵	7~10	180微生物	微好気性培養		胃前庭部、胃体部より採取して、速やかに専用容器に入れて下さい ※26	ヘリコバクター・ピロリ菌感染による
	1384 ヘリコバクター・ピロリ抗体-IgG 5E065-0000-023-023	血清0.3	1	冷蔵	3~5	80 ^① 免疫	EIA法	U/mL 10未満:陰性	※02	胃潰瘍、十二指腸潰瘍、胃炎、胃MALTリンパ腫、特発性血小板減少性紫斑病、早期胃癌の内視鏡的治療後
	4740 H・ピロリ抗原定性(便) 5E068-0000-015-023	糞便	65	冷蔵	3~5	146 ^② 免疫	EIA法	(-)	※01	

O157関連検査

項目コード	検査項目	検体量(ml)	容器	保存(安定性)	所要日数	実施料判断料	検査方法	基準値	提出条件・備考	検査目的および異常値を示す主な疾患名
大腸菌検査	1440 大腸菌抗原同定検査(大腸菌血清型別) 6B830-0000-015-121	糞便1g	10	冷蔵	3~4	180 ^③ 免疫	免疫血清凝集反応		※26	病原性大腸菌による感染性腸炎 食中毒
	5521 (大腸菌)O157LPS抗原(迅速法O-157抗原) 5E116-0000-015-190	糞便2~3g	10	冷蔵	3~4	165 ^④ 免疫	免疫クロマト法	(-)	※01	腸管出血性大腸菌: O157感染症
	5520 大腸菌ベロトキシン(Vero毒素)	糞便1~2g	10	冷蔵	3~4	194 ^⑤ 微生物	EIA法	(-)	※01	腸管出血性大腸菌: EHEC感染症
	1454 5E115-0000-015-023 5E115-0000-015-062	糞便1g	10	冷蔵	4~5		逆受身ラテックス凝集反応	(-)	VT1、VT2それぞれの結果を報告 ※26	

- ①ヘリコバクター・ピロリ抗体を含むヘリコバクター・ピロリ感染診断の保険診療上の取扱いについては「ヘリコバクター・ピロリ感染の診断及び治療に関する取扱いについて」(平成12年10月31日保険発第180号)に即して行うこと。
- ②EIA法又は免疫クロマト法により測定した場合に限り算定できる。
- ③大腸菌抗原同定検査(大腸菌血清型別)は、区分番号「D018」細菌培養同定検査により大腸菌が確認された後、血清抗体法により大腸菌のO抗原又はH抗原の同定を行った場合に、使用した血清の数、菌種等に関わらず算定する。この場合において区分番号「D018」細菌培養同定検査の費用は別に算定できない。
- ④区分番号「D012」感染症免疫学的検査「28」の大腸菌O157抗原定性、「30」の大腸菌O157抗体定性及び区分番号「D018」細菌培養同定検査の「2」消化管からの検体によるものうちいずれかを複数測定した場合は、主たるもののみ算定する。なお、「30」の大腸菌O157抗体定性はLA法による。
- ⑤大腸菌ベロトキシンは、大腸菌の抗原定性の結果より病原性大腸菌が疑われる患者に対して行った場合に算定する。
大腸菌ベロトキシン定性のうち、細菌培養を行うことなく糞便から直接検出する方法であってELISA法によるものについては、臨床症状や流行状況から、腸管出血性大腸菌感染症が強く疑われる場合に限り、大腸菌の抗原定性検査を踏まえることなく行った場合にも算定できる。

